持続的種子生産総合対策事業補助金交付等要綱

制　　定　令和８年４月９日付け７農産第4207号
農林水産事務次官依命通知

（趣旨）

第１　稲、麦類及び豆類の種子は、各都道府県を中心に数年かけて計画的な生産を行っており、ほぼ国内において自給がされている状況であるが、農業従事者の高齢化等の影響により、持続的な種子生産体制の確立が急務となっている。

このため、本事業により、種子生産産地における優良な新品種の導入に向けた体制整備、新規種子生産者の育成、種子生産の省力技術確立の取組を支援することにより、持続的な種子生産体制の構築を推進する。

（通則）

第２　持続的種子生産総合対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年６月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成18年６月20日農林水産省告示第881号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年６月23日農林水産省告示第900号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第３　補助金は、持続的な種子生産体制の構築を図るために必要な経費を補助することを目的とする。

（事業の内容等）

第４　本事業において実施する事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げるものとし、補助事業者及び事業実施主体は、別表に掲げるとおりとする。

（１）種子生産への新規参入の促進支援
（２）新規導入品種の増産体制構築支援
（３）種子生産の省力技術確立

２　補助事業の内容、達成すべき成果目標の基準及び目標年度等については、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が別に定めるところによる。

（交付の対象及び補助率）

第５　農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、補助事業者が行う補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金の交付の対象として大臣が認める経費（以

下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。
２　補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

（流用の禁止）
第６　別表の区分の欄に掲げる１及び２の事業に係る経費の相互間における流用をしてはならない。

（申請手続）
第７　交付規則第２条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第１号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、地方農政局長等（補助事業者の主たる事務所が北海道に所在する場合にあっては北海道農政事務所長、補助事業者の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあっては内閣府沖縄総合事務局長、補助事業者の主たる事務所がその他の都府県に所在する場合にあっては所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に交付申請書を提出しなければならない。
２　補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）
第８　交付規則第２条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）
第９　地方農政局長等は、第７第１項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。
２　第７第１項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、１月とする。

（申請の取下げ）
第10　補助事業者は、第７第１項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第９第１項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。

（契約等）
第11　補助事業者（地方公共団体以外の補助事業者に限る。次項及び第３項において同じ。）は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、地方農政局長等にあら

かじめ届け出なければならない。

２　補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

３　補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第２号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

４　補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。

（債権譲渡等の禁止）

第12　補助事業者は、第９第１項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、地方農政局長等の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

第13　補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、農産局長が別に定めるところにより作成した事業実施計画の変更と併せて、あらかじめ別記様式第３号による変更等承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

（１）補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、第14に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。

（２）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第14に規定する軽微な変更を除く。

（３）補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

２　補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項の規定に準じて地方農政局長等の承認を受けることができる。

３　地方農政局長等は、前２項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（軽微な変更）

第14　交付規則第３条第１号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更を除いたものとする。

（事業遅延の届出）

第15　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第４号による遅延届出書を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

２　前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって同項の届出書の提出に代えることができる。

（状況報告）

第16　補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第５号による事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の１月31日までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別記様式第６号による概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

２　前項の規定による報告のほか、地方農政局長等は、補助事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

（概算払）

第17　補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第６号の概算払請求書を地方農政局長等及び官署支出官（北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書の規定に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

２　補助事業者は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

（実績報告）

第18　交付規則第６条第１項の別に定める実績報告書は、別記様式第７号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき（第13第１項の規定による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から１月を経過した日又は翌年度の４月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は、翌年度の６月10日）までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

２　補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の４月30日までに別記様式第８号による年度終了実績報告書を作成し、地方農政局長等に提出しなければならない。

３　第７第２項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第１項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

４　第７第２項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第１項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第

９号による消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年６月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第19　地方農政局長等は、第18第１項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

２　地方農政局長等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

３　前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難い場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（額の再確定）

第20　補助事業者は、第19第１項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第18第１項の規定に準じて提出するものとする。

２　地方農政局長等は、前項の規定に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第19第１項の規定に準じて改めて額の確定を行うものとする。

３　第19第２項及び第３項の規定は、前項の場合に準用する。

（交付決定の取消等）

第21　地方農政局長等は、第13第１項第３号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第９第１項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

（１）補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合

（２）補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

（３）補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

（４）間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合

（５）間接補助事業者が、間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合

（６）交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

２　地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
３　地方農政局長等は、第１項第１号から第３号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
４　第２項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第19第３項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

（財産の管理等）
第22　補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。
２　取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

（財産の処分の制限）
第23　取得財産等のうち、適正化法施行令第13条第４号の大臣が定める機械及び重要な器具は、１件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
２　取得財産等のうち適正化法施行令第13条第５号の大臣が定める財産は、１件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のソフトウェアとする。
３　適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第５条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
４　補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。
５　前項の規定にかかわらず、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第７第１項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第９第１項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により地方農政局長等の承認を受けたものとみなす。
（１）担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。
（２）本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。
６　第４項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

（残存物件の処理）

第24　補助事業者は、補助事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を地方農政局長等に報告しその指示を受けなければならない。

（補助金の経理）

第25　補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

２　補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して同項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して５年間整備保管しなければならない。

３　補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前２項に規定する帳簿等に加え、別記様式第10号による財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

４　前３項及び第26の規定に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（補助金調書）

第26　補助事業者（都道府県に限る。）は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第11号による補助金調書を作成しておかなければならない。

（間接補助金交付の際付すべき条件等）

第27　補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、第６、第11、第13から第16まで、第18、第20第１項、第21、第22、第24及び第25の規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

（１）適正化法、適正化法施行令、交付規則及びこの要綱に従うべきこと。

（２）間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに１件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、補助事業者の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により補助事業者による間接補助金の交付の決定をもって補助事業者の承認を受けたものとすること。

ア　担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。

イ　本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

（３）前号の規定による補助事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。

（４）取得財産等のうち第２号に定めるものについて、同号に定める期間中、別記様式第11号による財産管理台帳その他関係書類を整備保管すること。

２　補助事業者は、地方公共団体である間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、前項に定めるもののほか、第26の規定に準ずる条件を付さなければならない。

３　補助事業者は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を十分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

４　補助事業者は、第１項第２号の規定により承認をしようとする場合は、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第１項第２号ただし書の場合にあっては、第９第１項の規定による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に地方農政局長等の承認を受けたものとする。

５　補助事業者は、第１項第３号の規定により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。

６　第１項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第１項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。

７　補助事業者は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

（事業の評価等）

第28　補助事業者は、農産局長が別に定めるところにより、事業実施計画により定めた目標年度における成果目標の達成状況について自ら評価を行い、地方農政局長等に報告するものとする。

（指導等）

第29　地方農政局長等は、本事業の適正な執行を確保するため、補助事業者に対し必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

（委任）

第30　本事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、農産局長が別に定めるところによる。

附　則

この要綱は、令和８年４月９日から施行する。

別表（第４、第５、第６及び第14関係）

区分	補助率	補助事業者	事業実施主体	重要な変更 事業内容
１　種子生産への新規参入の促進支援	定額	・都道府県	・次に掲げる者とする。 （１）都道府県 （２）農業者の組織する団体 （３）地域農業再生協議会 （４）コンソーシアム （５） 公益社団法人 （６）公益財団法人 （７）一般社団法人 （８）一般財団法人 （９）独立行政法人 （10）その他都道府県が必要と認める種子の生産・供給に関する団体	１　事業実施主体の変更 ２　事業の新設 ３　事業費の 30%を超える増 ４　事業費又は国庫補助金の 30%を超える減 ５　成果目標の変更
２　新規導入品種の増産体制構築支援	定額 （機械導入にあたっては、1/2 以内）	・都道府県	・次に掲げる者とする。 （１）都道府県 （２）農業者の組織する団体 （３）コンソーシアム （４） 公益社団法人 （５）公益財団法人 （６）一般社団法人 （７）一般財団法人 （８）独立行政法人 （９）その他都道府県が必要と認める種子の生産・供給に関する団体	１　事業実施主体の変更 ２　事業の新設 ３　事業費の 30%を超える増 ４　事業費又は国庫補助金の 30%を超える減 ５　成果目標の変更
３　種子生産の省力技術確立	定額 上限 1，000 万円	・次に掲げる者とする。 （１）都道府県 （２）市町村 （３）農業者の組織する団体 （４）コンソーシアム	・補助事業者に同じ。	１　事業実施主体の変更 ２　事業の新設 ３　事業費の 30%を超える増 ４　事業費又は国庫補助金の 30%を超える減 ５　成果目標の変更

		（５） 公益社団法人 （６）公益財団法人 （７）一般社団法人 （８）一般財団法人 （９）独立行政法人 (10) 地方農政局等が事業目的に資するとして特に必要と認めた団体		

（別記様式）

・別記様式第１号　　持続的種子生産総合対策事業補助金交付申請書

・別記様式第２号　　契約に係る指名停止等に関する申立書

・別記様式第３号　　持続的種子生産総合対策事業補助金変更等承認申請書

・別記様式第４号　　持続的種子生産総合対策事業補助金遅延届出書

・別記様式第５号　　持続的種子生産総合対策事業補助金事業遂行状況報告書

・別記様式第６号　　持続的種子生産総合対策事業補助金概算払請求書

・別記様式第７号　　持続的種子生産総合対策事業補助金実績報告書

・別記様式第８号　　持続的種子生産総合対策事業補助金年度終了実績報告書

・別記様式第９号　　持続的種子生産総合対策事業補助金消費税仕入控除税額報告書

・別記様式第 10 号　　財産管理台帳

・別記様式第 11 号　　持続的種子生産総合対策事業補助金調書

別記様式第１号（第７関係）

令和○○年度持続的種子生産総合対策事業補助金
（○○事業）交付申請書

番　　号
年　月　日

○○農政局長　　殿

（北海道にあっては北海道農政事務所長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

所　在　地
団　体　名
代表者氏名

令和○○年度において、事業実施計画のとおり事業を実施したいので、持続的種子生産総合対策事業補助金交付等要綱第７の規定に基づき、○○○円の交付を申請する。

記

１　事業の目的　　別添事業実施計画のとおり

２　事業の内容及び計画　　別添事業実施計画のとおり

３　経費の配分及び負担区分

区　　分	補助事業に要する経費（A＋B）	負　担　区　分		備　　考
		国庫補助金（A）	その他（B）	
○○○○ ○○○○ ○○○○	円	円	円	
合　　計				

（注）備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。
「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。
□　免税事業者
□　簡易課税制度の適用を受ける者
□　地方公共団体の一般会計
□　地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が５％超となることが確実に見込まれるもの

４　事業の完了予定年月日　　〇〇年〇〇月〇〇日

５　添付書類
事業実施計画書
都道府県の補助金交付規程又は要綱

（注）１　この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成すること。
２　本交付申請と併せて、農産局長が別に定めるところにより作成した事業実施計画書および都道府県計画書を提出すること。
３　農産局長が別に定めるところにより提出した事業実施計画の記載内容から変更があるときは、本文中の「事業実施計画のとおり事業を実施したいので」を「実施要領（又は公募要領）に基づき提出した事業実施計画の一部を関係資料のとおり変更し事業を実施したいので」とし、計画の変更箇所を加筆修正した該当ページを添付して提出すること。
４　下線部は、間接補助事業である場合に添付すること。ただし、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
５　交付決定前に着手した場合には、農産局長が別に定める交付決定前着手届等、着手年月日が分かる資料を添付すること。

別記様式第２号（第 11、第 27 関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

番　　号
年　月　日

（間接）補助事業者　殿

所在地
商号名又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注）１　〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

２　この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

３　「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

４　間接補助事業者に対する申立ての場合であって、補助事業者である地方公共団体が本様式と同趣旨の申立書を徴すること求めている場合は、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴することができる。

別記様式第３号（第 13 関係）

令和○○年度持続的種子生産総合対策事業補助金
（○○事業）変更等承認申請書

番　　号
年　月　日

○○農政局長　　殿

（北海道にあっては北海道農政事務所長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

所　在　地
団　体　名
代表者氏名

令和○○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり○○したいので、持続的種子生産総合対策事業補助金交付等要綱第 13 の規定に基づき申請する。

記

（注）１　下線部分については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

２　記の記載要領は、別記様式第１号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

３　間接補助事業である場合は、都道府県の補助金交付規程又は要綱を添付すること。ただし、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第４号（第 15 関係）

令和○○年度持続的種子生産総合対策事業補助金
（○○事業）遅延届出書

番　　号
年　月　日

○○農政局長　　殿

（北海道にあっては北海道農政事務所長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

所　在　地
団　体　名
代表者氏名

令和○○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった補助事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、持続的種子生産総合対策事業補助金交付等要綱第 15 の規定に基づき届け出る。

記

１　補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由

２　補助事業の遂行状況

区　　分	総事業費	事　業　の　遂　行　状　況				備　考
		○年○月○日までに完了したもの		○年○月○日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比　率	事業費	事業完了予　定年月日	
	円	円	%	円		
計						

（注）１　括弧内は、該当するものを記載すること。
２　区分の欄には、別表の区分欄に掲げる事業名を記載すること。
３　補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「○年○月○日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

４　記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
５　間接補助事業である場合は、都道府県の補助金交付規程又は要綱を添付すること。ただし、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第５号（第 16 関係）

令和○○年度持続的種子生産総合対策事業補助金
（○○事業）事業遂行状況報告書

番　　号
年　月　日

○○農政局長　　殿

（北海道にあっては北海道農政事務所長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

所　在　地
団　体　名
代表者氏名

令和○○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、持続的種子生産総合対策事業補助金交付等要綱第 16 の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区　　分	総事業費	事　業　の　遂　行　状　況				備　考
		12 月 31 日までに 完了したもの		1 月 31 日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比　率	事業費	事業完了予　定年月日	
	円	円	%	円		
計						

（注）１　「区分」の欄には、別表の区分欄に掲げる事業名を記載すること。
２　「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。
３　記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

４　間接補助事業である場合は、都道府県の補助金交付規程又は要綱を添付すること。ただし、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第６号（第 17 関係）

令和○○年度持続的種子生産総合対策事業補助金
（○○事業）概算払請求書

番　　号
年　月　日

○○農政局長　　殿
（北海道にあっては北海道農政事務所長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

官署支出官　殿
（第 17 第１項に定める官署支出官名を記入）

所　在　地
団　体　名
代表者氏名

令和○○年○月○日付け○○第○○号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、持続的種子生産総合対策事業補助金交付等要綱第 17 の規定に基づき、下記により金○○○円を概算払によって交付されたく請求する。
また、併せて、令和○○年○○月○○日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

令和○年○月○日現在

区 分	総事業費	（A）国庫補助金	（B）既受領額		遂行状況報告	（C）今回請求額		（A）－（（B）＋（C）） 残額		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高	○月○日現在の出来高	金額	○月○日現在の予定出来高	金額	○月○日までの予定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
計											

（注）１　「区分」の欄には、別表の区分欄に掲げる事業名を記載すること。
２　下線部は、第 16 第１項ただし書の規定による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。
３　補助事業等の実態に応じて、上記のほか必要な事項を追加することができる。
４　記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

５　間接補助事業である場合は、都道府県の補助金交付規程又は要綱を添付すること。ただし、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第７号（第 18 第１項関係）

令和○○年度持続的種子生産総合対策事業補助金
（○○事業）実績報告書

番　　号
年　月　日

○○農政局長　　殿

（北海道にあっては北海道農政事務所長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

所　在　地
団　体　名
代表者氏名

令和○○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、持続的種子生産総合対策事業補助金交付等要綱第 18 第１項の規定に基づき、その実績を報告する。
（また、併せて精算額として持続的種子生産総合対策事業補助金○○○円の交付を請求する。）

（注）１　事業の実績が、交付申請の内容と同様のときは、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であった。」（間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合は、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であり、令和○○年○○月○○日に交付を完了した。」）旨加筆し、事業実施計画書の添付は省略すること。
２　括弧内は、実績報告と同時に補助金の交付を請求する場合に記載すること。
３　軽微な変更があったときは、交付決定を受けた事業実施計画書の写しに変更箇所を加筆修正し添付すること（二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載すること。）。
４　添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写しとすること。
５　間接補助事業である場合は、都道府県の補助金交付規程又は要綱を添付すること。ただし、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第８号（第 18 第２項関係）

令和○○年度持続的種子生産総合対策事業補助金
（○○事業）年度終了実績報告書

番　　号
年　月　日

○○農政局長　　殿

（北海道にあっては北海道農政事務所長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

所　在　地
団　体　名
代表者氏名

令和○○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、持続的種子生産総合対策事業補助金交付等要綱第 18 第２項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

区　　分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定年月日
	補助事業に要する経費（A）	国庫補助金	（A）のうち年度内支出済額	概算払受入済額	（A）のうち未支出額	翌年度繰越額	
翌年度繰越分 ○○○○ ○○○○ 年度内完了分 ○○○○	円	円	円	円	円	円	
合　　計							

（注）１　本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
２　交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。

3　繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

4　記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

5　間接補助事業である場合は、都道府県の補助金交付規程又は要綱を添付すること。ただし、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第９号（第 18 第４項関係）

令和○○年度持続的種子生産総合対策事業補助金（○○事業）
消費税仕入控除税額報告書

番　　号
年　月　日

○○農政局長　　殿

（北海道にあっては北海道農政事務所長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

所　在　地
団　体　名
代表者氏名

令和○○年○月○日付け○○第○○号をもって交付決定通知のあった持続的種子生産総合対策事業補助金について、持続的種子生産総合対策事業補助金交付等要綱第 18 第４項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

１　適正化法第 15 条の補助金の額の確定額　　金　　円
（令和○○年○月○日付け○○第○○号による額の確定通知額）

２　補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額　　金　　円

３　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額　金　　円

４　補助金返還相当額（３－２）　　金　　円

（注）１　記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること（補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、（３）の資料を除き添付不要。）。
なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。
（１）消費税確定申告書の写し（税務署の受付済のもの）
（２）付表２「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
（３）３の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）
（４）補助事業者が消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 60 条第４項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
２　記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

３　間接補助事業である場合は、都道府県の補助金交付規程又は要綱を添付すること。ただし、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

５　当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
［　　］

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

６　当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
［　　］

（注）１　記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
　なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。
・　免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
・　新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる資料など、免税事業者であることを確認できる資料
・　簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の受付済のもの）
・　補助事業者が消費税法第 60 条第４項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
２　記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
３　間接補助事業である場合は、都道府県の補助金交付規程又は要綱を添付すること。ただし、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第10号（第25関係）

財　産　管　理　台　帳

（間接）補助事業者名

地区名　　地区	事業実施年度	年度	農林水産省所管補助金名	

施設等名称	事業の内容					工期		経費の配分					処分制限期間		処分の状況		摘要
	事業種目（事業細目）	事業主体	工種構造施設区分	施工箇所又は設置場所	事業量	着工年月日	竣工年月日	総事業費	負担区分				耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
									国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他					
								円	円	円	円	円					
	計																
	計																
	合　計																

（注）1　処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。

2　処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等を記入すること。

3　摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。

4　この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第11号（第26、第27関係）

令和○○年度
農林水産省所管

持続的種子生産総合対策事業補助金調書

国			地方公共団体名									備考	
			歳入			歳出							
補助事業名	交付決定の額	補助率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
○○事業 ○○費 ○○費 その他													

記載要領

1 「補助事業名」欄には、補助事業の名称のほか、当該補助事業に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。

2 「科目」欄には、歳入にあっては款、項、目及び節を、歳出にあっては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。

3 「予算現額」欄には、歳入にあっては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあっては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。

4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。

5 補助事業に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越(歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。)が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。

この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。